

# 佐賀県移住支援金制度を 実施しています

写真提供:佐賀県観光連盟

東京23区 から佐賀県 に移住・就職<sup>※</sup>すると  
(在住者または通勤者)



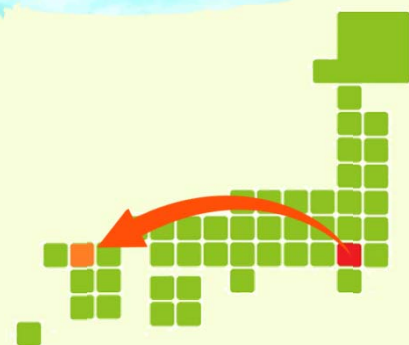
单身

60 万円



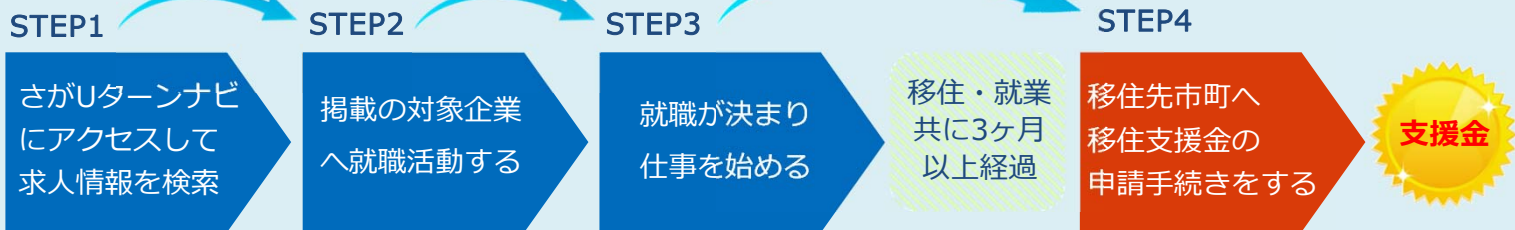
世帯

100 万円 が支給されます



※ 都道府県が運営する就職マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された企業への就職が必要です。

手続きの流れ ▶▶▶



移住(住民票の異動)後1年以内に申請

令和2年度の支給対象市町

- ◆佐賀市 ◆唐津市 ◆鳥栖市 ◆多久市 ◆伊万里市 ◆武雄市 ◆鹿島市 ◆嬉野市 ◆神埼市 ◆基山町 ◆有田町 ◆大町町 ◆江北町 ◆白石町 ◆太良町

お問合せ先

さがUターンナビについてのお問合せ

さが移住サポートデスク / 佐賀県のしごと相談室  
☎ 0952-25-7066 ✉ sagashigoto@pref.saga.lg.jp

移住支援金についてのお問合せ

佐賀県さが創生推進課 移住支援室  
☎ 0952-25-7551 ✉ sagaiju@pref.saga.lg.jp

さがUターンナビ



笑顔がみえる  
佐賀県移住ポータルサイト  
サガスマイル



## 給付対象者の要件

◇ 下記の項目全てに該当する等、必要な要件があります。  
詳しくは移住先の市町にご確認ください。

### 1. 次の全てに該当する。

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた。

住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

### 2. 令和元年10月1日以降（県の公表後）に、佐賀県内へ転入した。

### 3. 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内である。

### 4. 転入先の市町に、支援金の申請から5年以上継続し居住する意思がある。

5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性があります。

### 5. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。

### 6. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

### 7. 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人である。

### 8. 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。

### 9. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職している。

### 10. 上記7.の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。

### 11. 当該法人に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。

### 12. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。